

令和6年

第7回農業委員会総会議事録

令和6年7月8日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（22人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
10 番	島倉 忠悦	11 番	長谷 吉宗
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
21 番	坂井 吉三郎	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（3人）

9 番	樋上 豊	20 番	炭谷 一三
22 番	瀧田 秀成		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延
主 査 高木 淳也

副主幹 村下 哲也
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時57分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第7回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、9番 樋上委員、20番 炭谷委員、22番 瀧田委員 から

本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「13番 高橋委員」「15番 表委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、承認することに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号8番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第3号の申請番号8番について説明します。

申請人の受人は、昭和44年に個人事業主として一般貨物自動車運送業を目的として会社を設立しました。本社は市内の〇〇地内に位置し、創業時より事業を拡大推移してきた結果、業績が好調なことに加え、本年4月からのトラックドライバーに係る時間外労働時間の上限が制限される、いわゆる2024年問題に対応するため、集約により輸送網をまとめることで物流コストの軽減や安定したドライバーの確保を目的とした、輸送連携型倉庫を整備する計画に至りました。

現在所有する大型トラックや搬送車両と併せて社員駐車場も考慮すると敷地に余裕がなく、既存地内における倉庫整備は不可能と判断しました。新たな整備候補地として、本社がある〇〇地内及び近隣地では計画に該当する適地が見当たらないこと、また流通業としての要件となる主要道路に面していること、本社社屋との距離における効率性などを総合的に検討した結果、今回の申請地が適地と判断したものです。

新たな倉庫整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないことは当然とし、雨水排水については土地改良区や県農林振興センターとも協議済みで、調整池を経由しオリフィスを設けた上で排水路へ排出します。加えて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号9番について、高原委員から説明をお願いします。

高原委員

議案第3号の申請番号9番について説明します。

申請人は、現在市内の賃貸アパートにて妻と二人暮らしですが、今後子供を産み・育てるにはアパートでは手狭になることに加え、実家で生活している両親や祖母を将来的に介護することを考慮した結果、住み慣れている〇〇地内において住宅を建築する計画に至りました。

なお、申請人夫婦において所有する土地はなく、実家敷地では同居するスペースを確保できないことから、実家を起点とし半径100メートルでの範

囲で検討を重ねた結果、実家の隣地に位置する父が所有する農地において住宅を建築するものです。

今回の申請地は、かつて親族が農家分家住宅を建築する目的で平成5年に県許可を受けましたが、敷地周辺に擁壁を設置した状態で、諸事情により住宅建築には至らなかった経緯があります。そこで、このたび当初計画からの変更申請とともに、改めて転用申請を行うものです。

住宅建築においては、周辺に土砂が流出しないことや農地への影響に細心の注意を払う旨を誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

令和6年第7回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年8月6日(火) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 地域計画について

3 農業委員会視察研修会について

- (7月31日：大島分庁舎 午前7時20分集合)
※参加者の方は、別途アンケート調査あり

4 令和6年度農地利用状況調査について

- (9月総会 調査結果提出)

議 長

署名委員

署名委員